

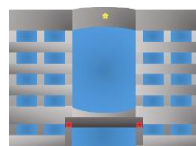
特定金属くず買受業を営む皆様へ

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に伴い、特定金属くず買受業（主として銅により構成されている金属くずを買い受ける業態）を営む方は、本年6月1日から、営業開始の届出が必要となります。



いつから届出をすればよい？

令和8年6月1日から届出の受理を開始します。



いつまでに届出をすればよい？

- これから特定金属くず買受業を開始しようとする方
営業を開始しようとする日の前日までに届出をする必要があります。
- 既に特定金属くず買受業を営んでいる方
3か月の経過措置が設けられているため、令和8年6月1日から同年8月31日までの間に届出をする必要があります。
ただし、買受時における本人確認や取引記録の作成等の措置についての猶予期間はなく、令和8年6月1日から行う必要があります。

どこに届出をすればよい？

営業所の所在地を管轄する警察署へ提出してください。

※ 同時に2以上の営業所について営業開始届出書を提出するときは、いずれか1の営業所の所在地を管轄する警察署へまとめて届出をすることができます。

届出をしないで特定金属くず買受業を営んだ場合、6月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。

不明点等については、下記連絡先までお問い合わせください。

愛媛県警察本部 生活環境課 保安・営業・支援係

☎089-934-0110